



平成 25 年 5 月 22 日

各 位

会社名 エスビー食品株式会社
代表者名 代表取締役社長 山崎 雅也
(コード番号 2805 東証第2部)
問合せ先 取締役執行役員 丹野 好生
(TEL. 03-3558-5531)

株式併合および単元株式数の変更 ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 22 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 27 日開催予定の第 100 期定時株主総会に株式併合および単元株式数の変更等に関する定款の一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式併合

(1) 株式併合の目的

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、すべての国内上場会社の売買単位を 100 株に統一することを目標としております。

東京証券取引所に上場する当社といたしましては、かかる趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を 100 株に変更することとし、投資単位の水準や株主様の権利に出来る限り影響を及ぼすことがないように、株式併合（5 株を 1 株に併合）および単元株式数の変更（500 株から 100 株に変更）を併せて実施するものであります。

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 株式併合の方法

平成 25 年 10 月 1 日をもって、平成 25 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、5 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

③ 株式併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 25 年 3 月 31 日現在）	34,885,585 株
株式併合により減少する株式数	27,908,468 株
株式併合後の発行済株式総数	6,977,117 株

(注)「株式併合により減少する株式数」は、株式併合前の発行済株式総数に株式の併合割合を乗じた理論値です。

④株式併合の影響

株式併合により発行済株式総数は1／5に減少いたしますが、純資産等の変動はございませんので、1株当たり純資産額は5倍となります。

また、株式併合と同時に、併合比率と同比率での単元株式数の変更を行いますので、株式併合の前後で、株式を売買する機会や株主の皆様の議決権等に変動が生じることはございません。

(3) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株未満の端数が生じた場合は、会社法第234条および第235条に基づき、この売却または買取りを実施し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(4) 株式併合により減少する株主数

(平成25年3月31日現在)

	株主数 (割合)	発行済株式数 (割合)
全株主	6,306名 (100.00%)	34,885,585株 (100.00%)
5株未満所有株主	129名 (2.05%)	148株 (0.00%)
5株以上所有株主	6,177名 (97.95%)	34,885,437株 (100.00%)

(注) 現在5株未満の株式を所有されている株主様は、その保有機会を失うこととなりますが、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(5) 株式併合の条件

平成25年6月27日開催予定の第100期定時株主総会において、本株式併合に関する議案および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

2. 単元株式数の変更

(1) 単元株式数変更の理由

前記「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

(2) 単元株式数変更の内容

普通株式の単元株式数を500株から100株に変更いたします。

(3) 単元株式数変更の条件

平成25年6月27日開催予定の第100期定時株主総会において、株式併合に関する議案および後記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

①株式併合の実施に伴い、併合比率に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第6条を変更するものであります。

②「1. (1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を100株とするため現行定款第8条を変更するものであります。

③上記①および②の変更の効力は、株式併合の効力発生日をもって発生する旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものとしていたします。

(2) 定款変更の内容

下記のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,800</u> 万株とする。	第6条（発行可能株式総数） 当社の発行可能株式総数は、 <u>1,760</u> 万株とする。
第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>500</u> 株とする。	第8条（単元株式数） 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。
(新設)	附則 <u>第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更は、平成25年10月1日をもって、効力が発生するものとする。なお、本附則は平成25年10月1日の経過後、これを削除する。</u>

(3) 定款の一部変更の条件

平成25年6月27日開催予定の第100期定時株主総会において、株式併合に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4. 株式併合および単元株式数の変更ならびに定款の一部変更の日程

取締役会決議日	平成25年5月22日
株主総会決議日	平成25年6月27日（予定）
株式併合および単元株式数の変更の効力発生日	平成25年10月1日（予定）
定款の一部変更の効力発生日	平成25年10月1日（予定）

(ご参考)

上記のとおり、株式併合および単元株式数の変更の効力発生日は平成25年10月1日ですが、株式売買後の振替手続の関係で、実務上は、平成25年9月26日をもって、東京証券取引所における売買単位は100株に変更されます。

以上